

八戸市附属機関の設置及び運営に関する要綱の運用方針

八戸市附属機関の設置及び運営に関する要綱（平成 12 年 4 月 1 日施行。以下「要綱」という。）に係る運用方針を次のように定める。

〔第 2 条及び第 3 条関係〕

- 1 市が設置した機関であっても、次に掲げるものは附属機関に該当しない。
 - (1) 市民団体、関係団体等との連絡調整等を活動内容として設置される連絡調整会議等
 - (2) 特定のイベントや行事等一定の目的を達成するために組織される実行委員会等
 - (3) 市政運営の参考とすることを主な目的として、市民、関係団体、学識経験者等の意見を個別に聴取するために構成する会議、意見聴取会等
 - (4) 市職員のみを構成員とするもの
 - (5) 附属機関の下部組織にあたる専門部会
 - (6) その他要綱の適用を受けることが不相当と認められるもの
- 2 要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。
 - (1) 調停 第三者が紛争の当事者間に立って、当事者の互譲によって事件の妥当な解決をはかるようにすること。
 - (2) 審査 特定の事項について判定ないし結論を導き出すために、その内容をよく調べること。
 - (3) 諮問 特定の事項について附属機関の意見や見解を求め、尋ねること。
 - (4) 調査 一定の範囲の事項についてその真実を調べること。

〔第 4 条関係〕

- 1 第 1 号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、20 名を超える委員数とすることができる。
 - (1) 法令等に定めがある場合
 - (2) 附属機関の性格上、多数の関係団体、機関等が存在し、これらの意見を聴く必要がある場合
- 2 第 2 号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、同一委員の通算在任期間は 10 年を超えることができる。
 - (1) 当該附属機関において必要とする知識、経験が豊富であり、他の者をもって替えがたい場合
 - (2) 団体（議会を含む。）からの推薦の場合で、条件を付して依頼したにもかかわらず、特に個人を指定して推薦があった場合
 - (3) その他、特に市長が必要と認める場合
- 3 第 2 号の規定により通算在任期間を積算する際、1 回の任期が 1 年に満たない場合（補欠の委員の場合を除く。）は、これを 1 年とみなす。
- 4 第 6 号の「10 パーセント」の取扱いは、次の各号による。
 - (1) 委員総数に 10 パーセントを乗じて得た数値が 1 未満の場合は、これを 1 とする。
 - (2) 委員総数に 10 パーセントを乗じて得た数値が 1 以上の場合で小数点以下の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

〔その他〕

- 1 任期満了等により当該附属機関の委員の職を辞した方（市職員を除く。）に対しては、市長名による礼状を出すものとする。
- 2 団体（議会を含む。）に委員の推薦を依頼する場合は、当該依頼文書に第 4 条第 2 号及び第 3 号に規定する委員選任に係る条件を明記するものとする。

- 3 附属機関の下部組織にあたる専門部会等について、当該附属機関の委員及び当該附属機関の委員以外の専門委員等をもって組織する場合、専門委員等は、八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の「その他の非常勤の職員」に該当することから、報酬（人事課長合議）を支払うものとする。

附

この運用方針は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附

この運用方針は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附

この運用方針は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附

この運用方針は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附

この運用方針は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。